

議事録

件名： 契約監視委員会（平成 24 年度第 3 回）
日時： 2012 年 11 月 30 日（金曜日） 14：00 ～ 15：45
場所： JICA 特別会議室
委員： 川上 照男 有限会社オフィス・あさひ代表取締役 UHY 税理士法人代表パートナー（公認会計士） 関口 典子 関口公認会計士事務所（公認会計士） 木村 琢磨 千葉大学大学院専門法務研究科（教授） 中久保 満昭 あさひ法律事務所（弁護士） 伊藤 隆文 国際協力機構 監事
JICA： 小寺理事 調達部（事務局） 植嶋部長他数名 総務部、企画部、経済基盤開発部、資金・管理部、債権管理部、資金協力支援部、人間開発部、地球環境部、国内事業部、東京国際センター各数名
議題： 1．競争性のない随意契約の個別点検 2．平成 24 年度上半期の契約実績（随意契約、一者応札・応募） 3．平成 24 年度総務省指示事項への対応方針

議事概要：

競争性のない随意契約の個別点検に先立ち、点検方法に関し以下のとおり意見が示された。

委員：今回の点検対象契約を選定するに際し、多数の契約から各委員 5 件を選定したにも関わらず 10 件のみしか対象にしないのは、点検方法として適切性を欠くと思われる。今回、委員会で点検されない契約について、別途質問することは可能か。

機構：もちろん可能なので質問を頂ければ、後日回答する。

1．競争性のない随意契約の個別点検

点検対象契約 10 件（別添リスト参照）の点検結果および質疑応答は以下のとおり。

(1) 販売戦略における費用に関する契約

委員：主幹事選定に 5 社手が上がって評価を行ったということか。また、5 社から 1 社はどのように選定されたのか。

機構：債権の引受業務に従事するためには金融商品取引法上の金融商品取引業者として登録を受けている必要がある。こうした登録業者である証券会社のうち、財投機関債引受主幹事実績上位の中からさらに個人向け債券の主幹事実績を有する 5 社を指名している。5 社が提出したプロポーザルを複数の担当により評価し主幹事を選定しており、企画競争と言える。

委員：今後も個人向け債券は同様に発行されるのか。

機構：今後も発行を予定しており、主幹事選定は企画競争にて行う。

委員：主幹事が本契約を引き受けるという法制度があるのか。

機構：本契約は債権の販売戦略に関わるものであり、引受業務と一体であることから、引受主幹事と締結したもの。記述のとおり、金融商品取引法上の登録を受けた業者のみが引受に従事するこ

とが可能である。

委員：選定の際の評価はどのように行っているのか。また、評価結果は公表しているのか。

機構：主幹事選定基準を設定し、それに基づきプロポーザルの評価を行っている。一般的には、企画競争の選定結果は公表している。

(2) 有償資金協力業務に関する借款契約及び債権管理等の業務に係る法律上の意見、助言業務

委員：2社と契約している理由は、セカンドオピニオンが必要ということか。

機構：セカンドオピニオンのみならず、相談件数が多いため1社では対応できない状況となり、2社が必要であった。

委員：そのような状況であれば、セカンドオピニオンのためというよりは、業務量増加により2社が必要だったことが理由のように思われる。また、契約金額は見込みとなっているが、見込みを超えることはあるのか。

機構：超えることはある。2011年度は一方が6,100万円、もう一方が2,600万円となった。この差が生じた理由は、海外投融資業務を1社に相談した後、関連する相談業務が想定以上に生じ、継続性を確保するため類似した相談は同じ事務所に依頼を行ったためである。

委員：何年前から本契約はあるのか。

機構：10年ほど前に旧国際協力銀行が契約し、それを継続しているもの。

委員：何らかの評価を行って選定することはしないのか。他の弁護士事務所はできないのか。

機構：他で対応可能な事務所は存在するが、JICAの業務の特殊性を考慮すると、過去に本契約にて得た知見の蓄積に基づき適切かつ迅速に対応する必要があるため、競争では契約の目的を達成するために適切な相手方を選ぶことが困難。

委員：(弁護士事務所内で)コンフリクトが生じるケースはあるか。

機構：そのような例は聞いていない。なおJICAからの相談依頼事項はGTCの改訂やL/Aの解釈に関するものが多いため、性質上コンフリクトは生じにくい。少なくとも管見の限りでは、コンフリクトを理由に相談依頼を拒否された事例はない。

委員：大手の民間企業においても、コンフリクトチェックにて該当すると依頼できなくなるため、複数の弁護士事務所に依頼するケースが多く、JICAが2事務所と契約していても違和感はない。また、JICAの業務は一般的な内容とは言えないため、2事務所しかできないとは言えないが、代替性が低く受託可能な弁護士事務所は限られると推測される。加えて、弁護士側も業務を経験することで情報やノウハウが蓄積され、それに基づき業務を行うため、価格だけで契約相手先を決めるのは難しい。

委員：受託可能な弁護士事務所が当該2事務所のみでないならば、JICAの法務担当者がそのノウハウを引き継ぎ受託者に説明できれば、競争が成り立つのではないか。

機構：例えば長島大野常松事務所では2003年以来一貫して一人の弁護士にJICA関連の相談をお願いする形になっており、そのノウハウをJICAが継承し、新しい受託者に説明するとなると時間と手間もかかり、業務の迅速な処理の観点からは難しい。

委員：一部の業務を除けば、リーガル・サービスは特殊なもので特命随意契約にならざるを得ない典型的なものひとつと考えた方がよく、例えJICAが新規受注者に説明できたとしても、通常は時間単価での契約となるため、その説明に要する時間にも費用が発生することを考慮する必要がある。

(3) エジプト国スエズ運河架橋建設計画フォローアップ協力(下部工)施工監理

委員：本契約を個別点検の候補として選定していたが、JICAから説明あった特命随契理由(当初一本の契約の中で実施する予定だった業務を外部要因により切り分けて契約することとなったこと等)を踏まえると、妥当なものとする。

委員：このようなケースは国内であれば分割して、再度入札を行うのではないか。

機構：施工監理と共に入札補助も行うため、本件を他のコンサルタントが受注した場合、先行調査で作成した入札図書の内容を再点検しなければならず、業務の重複が生じてしまう。また、先行調査では補修工事が必要となっている損傷箇所の原因分析等も行っていることから、調査を担当したコンサルタントが施工監理を担当する場合、そこで得た知見を踏まえた現地業者への適切な施工監理が可能となっている。

委員：先行調査の結果は JICA が吸収して、伝えるべきものではないか。少なくとも国内では行っている。また、同じコンサルタントが継続して行くと、現地業者とのなれ合いが生ずる可能性もあるのではないか。

機構：内容が非常に専門的であるものについては、民間企業等の技術を活用し事業を行い、JICA がその内容を管理するという役割分担を行っている。また、本契約のように先行調査・業務がある契約を分割して競争に付すことは可能であるが、一者応募となる可能性が非常に高い。

(4)カンボジア国国道一号線改修計画協力準備調査(プノンペン-ネアックルン区間)

委員：先の契約と同様、本件のような調査の成果は JICA が吸収するのではないか。

機構：効果・効率性を考慮し専門技術的な部分は外部に委託している。JICA は、外部委託の成果物は吸収するが、成果物を作成する過程での技術的な細部まで管理し、吸収することは困難である。ただし、リスクが高いと判断されるような点について把握するようにしている。

委員：役割分担については文書化されているのか。

機構：契約毎に求められる成果等を含む仕様を決め、監督すべき点が決まっている。

委員：JICA がもっと吸収できる部分があるのではないか。

機構：可能であるが、明らかにこれまでより時間を要してしまう。

委員：調査結果の報告書の内容がわかりやすければ可能ではないか。

機構：不可能ではないが、報告書の読み込み、現地関係者含む案件の状況を(原契約)のコンサルタントと同程度まで把握する必要があるため、現実的にはやはり難しい。

委員：道路の調査等の業務であれば、入札で新たな業者を選定しても継続できるのではないか。

機構：日本では技術基準が予め共有されているため可能かと思われるが、他国はそれぞれの国で異なる基準を用いているため、新たな業者が先行者と同じ土俵で競争に対応することは困難である。

委員：それは競争に付した後、業者が判断するのではないか。

機構：実施したことがあるが、一者応募のうえ、入札毎に生じるコストの影響が大きい。

委員：土木関係の人材はどれくらいいるのか？

機構：全 JICA で 30~40 名程度。

委員：増員は検討しないのか？

機構：定員の枠内でのやりくりとなるので、別の判断が必要と思料。

機構：最後に本案件の特殊事情につき補足する。本案件は大規模な住民移転を伴うものであったため、慎重に実施してきている。

委員：必ずしも本案件に固有の事情ではないようにも思える。

(5)平成 23 年度「教育工学に基づく教育設計プログラム(長期)」に係る研修委託契約

委員：本研修を実施できるのは熊本大学しかないという理由如何。

機構：本研修は、途上国からの研修員に対し「インストラクショナルデザイン(教育設計)」に係る能力向上を図り、かつ修士学位を取得させることを目的とした研修であったが、当該分野を指導し、修士学位を授与することができたのは熊本大学のみであったため。

委員：同様の内容を指導できる機関は他に無いということか。

機構：首都圏にある他大学で、遠隔教育の方法論を指導する中で「インストラクショナルデザイン」

に係る講義を行っているケースはあるが、修士学位の取得はできない。

委員：能力のある指導教官がいれば、講座や学位などの名称にかかわらず、他の大学院でも当該分野の研修を行うことは可能ではないか。

機構：例えば教育学という広い専攻の中で当該分野のテーマを指導教官の下で研究するという形は可能かもしれない。一方で「インストラクショナルデザイン」という分野自体が国内でも新しく、専門とする教員の数も限られており、熊本大学の当該専攻科も平成 18 年度に開設されたばかり。従って、「インストラクショナルデザイン」を研究した上で、同分野専攻の修士学位を取得できるのは、本コース開始時、熊本大学のみであったと言える。

委員：廃止の理由如何。

機構：「独立行政法人の事務・事業の見直し」を受け、文科省の国費留学生等との重複を避けるため、修士学位の取得を目的とした長期の研修は廃止した。

(6)平成 23 年度 集団研修「火山学・総合土砂災害対策」コースに係る研修委託契約

委員：本契約相手方は、砂防が専門分野ではないのか。

機構：砂防に関連した火山分野も扱っている。

委員：火山、砂防が一体でなくてもいいのではないか。

機構：火山、砂防を分けると応募者数は限られるため、共通研修、テーマ別研修、個別研修という構成とし、両分野に共通する部分を一緒に行うことで効率化を図った。

委員：同センターの職員が全ての講義を行わないのであれば、コンサルタント等に委託し、外部のノウハウが必要な場合に再委託させれば効率的なのではないか。

機構：外部からの講師に加えて、同センターの職員も講義を受け持っている。また、火山、砂防はそれぞれ専門性が高く狭い分野であるため、両分野を見渡せるような企業・団体は少ない。

委員：砂防、火山と分ければ競争できるのではないか。

機構：砂防の研修を行っているのは本件のみであり、火山は 3 件ある。但し、他の研修は行政官を対象に含めた研修であり、技官向けの研修は本研修だけである。また、手配だけを担う企業・団体との特命随意契約は行わないこととしたため、本研修委託契約は手配のみではなく、本契約相手先が有する知見（特許等）を活用したものとなっている。

委員：経費内訳をみると、管理費が 25% となっており、これでは民間は受託できないということか。

機構：研修委託契約の経費は実費ベースであり、約 6 か月の研修期間で 11 名の研修員を本契約金額で受け入れることは民間企業にとっては厳しいと思われる。

(7)平成 23 年度 カンボジア国別研修「根拠に基づいた妊娠 / 出産ケア (医師 / 助産師) 」コースに係る研修委託契約

委員：なぜ、本体プロジェクトの専門家と同じ企業・団体が行わないのか。

機構：本プロジェクトは、JICA が専門家と直接契約し派遣しているため、一緒に契約を行うことはできない。他方、コンサルタント等契約による民間委託型の場合は、一体で行うことが可能となっている。

(8)平成 23 年度 (科学技術協力) インドネシア国生命科学研究及びバイオテクノロジー促進のための国際標準の微生物資源センターの構築プロジェクトに係る供与機材

委員：本契約相手方は、独占販売なのか。また、価格も調べているのか。

機構：独占販売業者であり、また、事前に市場調査を行っている。

委員：日本の機材でも現地調達を行うのか。

機構：アフターサービス等、購入後のことも考慮し現地で購入することがあり得る。また、大学が日本で購入し JICA が輸送のみを行うケースもある。

(9) タジキスタン国平成 23 年度感染症対策特別医療機材供与 (EPI)(ユニセフ調達)

委員：UNICEF との協力の際は、UNICEF を通して調達するのか。

機構：UNICEF は調達部をオランダに持ち、ワクチンに関しては、世界の途上国での年間必要量に基づき、途上国の状況に合った仕様のワクチンを製造するメーカーと大量に購入する条件のもと、市場より安価な単価が設定されている。UNICEF と契約後、UNICEF からワクチンメーカーに発注がなされ、ワクチンメーカーから送付先に直接納品される仕組みとなっている。このため、市場より安価でかつ品質的に途上国に適したワクチンを購入することが可能である。価格は、HP 等で公開されているカタログ価格となる。

委員：問題があった場合は、誰が保証するのか。

機構：メーカーが保証する。

委員：医療特別機材はすべて UNICEF 調達か。

機構：ワクチン輸送用トラック等、アフターサービス等を考慮し、現地で調達するケースもある。

(10) 「タンバクンダ州及びケドゥグ州母子保健サービス改善プロジェクト」量的調査実施に係るコンサルタント契約

委員：保健省の推薦があったからというだけで特命随意契約としてよいのか。

機構：本契約相手方の選定根拠は、セネガル国の産婦人科学会の主要な医師がメンバーとなっており知見が高い、セネガル国には他にも実施可能な企業・団体は存在するが、質を確保できる団体は限られている、さらにセネガル側倫理委員会から強い推薦があったことによる。

2. 平成 24 年度館半期の契約実績 (随意契約、一者応札・応募)

委員：コンサルタントの会社が減少、及び高齢化しているのではないかと。また、国内に限らず海外の企業が応募できないのか。

機構：会社数は増えてはいない。技術はあっても語学の問題等により若手の人材は育ってはいない。海外企業の応募については、政策的なものもあり難しい。他方、チームに外国人を入れることは可能。

委員：中期計画にいう「コンサルタント育成」に即して、コンサルタントを増やすための対策、及びその効果は如何。

機構：研修を 10 コース/年実施し、また契約時にも業務主任者(総括)と副業務主任者(副総括)によるグループ業務管理制度を導入し、若手を育成する機会の拡大につとめている。他方、導入して間もないため、実績を把握するまでには至っていない。

委員：コンサルタント業界は人材確保に危機感を抱いているようであるが、その対策は如何。

機構：積算単価を上げれば人材が集まってくる可能性はある。現状は、語学ができ海外での業務が可能な人材は、商社等に流れている。そのため、前述の研修やグループ業務管理制度を導入した。

委員：メーカーでは余剰人材がいるようであるが、活用できないのか。

機構：技術を有する人材にとって参入のハードルとなっている語学に関し、グループで責任を持ってもらうような仕組みの導入を試みている。

3. 平成 24 年度総務省指示事項への対応方針

委員：公告のタイミングが迫っているため一者応札・応募のフォローアップ票の点検の一部をメールベースで行うよう提案されているが、そのような点検を行うために本委員会が設置されていることに鑑みれば、参加できる委員のみだけでも 12 月に追加で委員会を開催し審議すべきだし、効率的である。ぜひそうして頂きたい。

機構：承知した。早急に日程を調整し開催準備を行うこととする。

以上

別添： 資料 1：競争性のない随意契約の個別点検対象契約リスト
資料 2：平成 24 年度上半期実績
資料 3：平成 24 年度総務省指示事項に係る対応方針

平成24年度第3回契約監視委員会における競争性のない随意契約の個別点検対象契約リスト

番号	調達種別	主管部	契約件名	契約金額 (円)	契約締結日	契約完了日	契約相手先	選定者
1	各種業務委託	資金・管理部	販売戦略における費用に関する契約	55,548,024	2011年10月15日	2012年2月3日	大和証券キャピタル・マーケット株式会社	川上、関口、 中久保
2	各種業務委託	債権管理部	有償資金協力業務に関する借款契約及び債権管理等の業務に係る法律上の意見、助言業務	48,888,000	2012年3月19日	2014年2月28日	西村あさひ法律事務所	川上
			有償資金協力業務に関する借款契約及び債権管理等の業務に係る法律上の意見、助言業務	48,384,000	2012年3月19日	2014年2月28日	長島・大野・常松法律事務所	
3	コンサルタント等契約	資金協力支援部	エジプト国スエズ運河架橋建設計画フォローアップ協力(下部工)施工監理	44,098,950	2012年1月13日	2012年12月31日	共同企業体代表者 株式会社オリエンタルコンサルタンツ	中久保
4	コンサルタント等契約	経済基盤開発部	カンボジア国国道一号線改修計画協力準備調査(プノンベン-ネアックルン区間)	11,758,950	2011年8月29日	2012年2月29日	株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル	木村
5	技術協力研修	沖縄国際センター	平成23年度「教育工学に基づく教育設計プログラム(長期)」に係る研修委託契約	15,864,345	2011年4月1日	2012年3月31日	国立大学法人熊本大学	中久保
6	技術協力研修	東京国際センター	平成23年度 集団研修「火山学・総合土砂災害対策」コースに係る研修委託契約	12,791,604	2011年6月30日	2012年1月31日	財団法人砂防・地すべり技術センター	木村、関口
7	技術協力研修	東京国際センター	平成23年度 カンボジア国別研修「根拠に基づいた妊娠/出産ケア(医師/助産師)」コースに係る研修委託契約(NO.119)	3,438,021	2011年6月24日	2011年10月26日	独立行政法人国立国際医療研究センター	伊藤
8	物品購入	インドネシア事務所	平成23年度(科学技術協力)インドネシア国生命科学研究及びバイオテクノロジー促進のための国際標準の微生物資源センターの構築プロジェクトに係る供与機材	59,019,280	2012年3月(発注)	機材毎に異なる	DITEK JAYA, PT	関口、中久保
9	物品購入	人間開発部	タジキスタン国平成23年度感染症対策特別医療機材供与(EPI)(ユニセフ調達)	33,478,087	2011年11月(発注)	2012年1月(納期)	UNICEF	川上
10	ローカルコンサルタント	セネガル事務所	「タンバクンダ州及びケドゥグ州母子保健サービス改善プロジェクト」量的調査実施に係るコンサルタント契約	1,557,483	2011年8月15日	2011年10月14日	Centre Regional de Formation et de Recherche en Sante de la Reproduction (CEFOREP)	伊藤

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	販売戦略における費用に関する契約
(2) 契約金額	55,548,024 円
(3) 契約期間	2011 年 10 月 15 日～2012 年 2 月 3 日
(4) 契約相手名称	大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
(5) 担当部署	資金・管理部

《随意契約理由》

債券発行の引受主幹事選定にあたっては、実績のある証券会社を候補先として企画競争を行うのが多くの国内発行体における一般的なプラクティスである。

リテール債の主幹事業務と販売戦略は一貫性を持つことが不可欠である。

- ・ 債券発行の引受主幹事選定にあたっては、債券発行に係る提案を各社から受け評価する企画競争を行い、事務主幹事として本契約相手方を選定し、同リテール債販売に不可欠なセミナー・広告等に係る業務内容及び費用について、本契約を締結したものの。
- ・ 様々な投資家層に各種メディア媒体を使いながらアプローチする IR 活動は、引受主幹事が策定・実施する販売戦略の中で一貫性を持つことが不可欠であるため、本契約は本件リテール債の事務主幹事業務と一体不可分である。
- ・ 主幹事証券会社とは債券発行当日（条件決定日）に引受契約を締結するものであるが、本件リテール債におけるセミナー・広告等の活動は条件決定日より前に実施されるものであるため、本契約部分を切り離す形で先行して別途締結したものの。

2. 背景・経緯

- (1) JICA は、有償資金協力業務の財源の一部として、政府の意向もあり、平成 20 年 10 月の新 JICA 発足以来、機関投資家向け債券（ホールセール債）を発行してきた。
- (2) さらに、債券発行の多様化等を進め、安定的かつ低廉な資金調達を行うこと、また、社会的貢献的個人投資の概念を広めることを目的に、平成 23 年 12 月個人投資家向け債券を発行（第 10 回・11 回国際協力機構債券、以下「本件リテール債」）した。
- (3) 本件リテール債の主幹事証券会社の選定にあたっては、債券発行に係る提案を各社から受け評価する企画競争を行い、事務主幹事として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下「大和 CM」）を選定したところ、リテール債販売に不可欠なセミナー・広告等に係る業務内容及び費用について、大和 CM と本契約を締結したものの。

3. 業務内容

- (1) リテール債発行に係るセミナー開催運営費(募集告知を含む)及び新聞広告(15段×3、純広告費用を含む)デザイン・掲載、雑誌広告(2頁×3、純広告費用を含む)デザイン・掲載及び新聞広告の増刷(15段×2、全カラー、1万部)の印刷料
- (2) リテール債発行に係る証券会社店頭用ポスター(1,250部)・債券内容説明書(50,200部、訂正事項分及び個人投資家向けリーフレットを含む)のデザインのドラフト策定、印刷費及び配送費
- (3) リテール債発行に係る挨拶状・感謝状・封筒、顧客ラベル作成、納品・発送費及び内職作業費(全て20,000部)

4. 特命随意契約の理由

- (1) 債券発行の引受主幹事選定にあたっては、実績のある証券会社を候補先とし、各社からの提案を比較の上で選定する企画競争が行われるのが多くの国内発行体における一般的なプラクティス(他の財投機関債の発行体においても同様¹)。本件リテール債の主幹事についても、平成21年度の財投機関債主幹事リーグテーブル上位10社のうち、平成21年度の個人向け債券主幹事実績を有する5社を主幹事候補先とし、主幹事獲得実績や、起債運営方針・販売戦略・組織体制等に係る各社からの提案を受け、これを評価し選定している。

大和CMは、世界銀行、国際金融公社、予防接種のための国際金融ファシリティ等の国際機関が発行しているリテール債、インパクト・インベストメント²債券における主幹事実績を数多く有している。そこで蓄積されたノウハウ、ネットワークに基づき、大和CMは本件リテール債についても優れた販売戦略の提案を行っていたことから、この事務主幹事として選定されている。

債券発行においては、発行体自身ではなく、起債運営の中心を担う引受主幹事証券会社が投資家に対して直接に販売をする責任を持つ。従って、様々な投資家層に各種メディア媒体を使いながらアプローチするIR活動は、引受主幹事が策定・実施する販売戦略の中で一貫性を持つことが不可欠であるため、本契約は本件リテール債の事務主幹事業務と一体不可分であり、各種メディア媒体への発注(再委託を含む)も事務主幹事で一元的に行うことが必要。従って、契約相手方を大和CMとしたもの³。

なお、他の発行体においてもセミナー・広告等の販売戦略の策定・実施は事務主幹事が一元的に取り纏めながら機動的に行っている。

¹ 他の財投機関債の発行体はホールセール債のみ発行している。

² 経済的な利益を追求すると同時に、貧困や環境などの社会的な課題に対して解決を図るといふ、新たな投資の形態のこと。

³ 主幹事証券会社とは債券発行当日(条件決定日)に引受契約を締結するものであるが、本件リテール債におけるセミナー・広告等の活動は条件決定日より前に実施されるものであるため、本契約部分を切り離す形で先行して別途締結したものである。

- (2) 機関投資家向けであるホールセール債とは異なり、個人投資家向けであるリテール債においては、販売件数が膨大⁴。従って、個人を対象とした各種セミナーの開催、広告（ポスター、ちらし）等で幅広く丁寧な IR 活動を行い、インパクト・インベストメントの概念や本件リテール債の商品性について十分な理解を得ていくことが不可欠となる（他の発行体も同様の活動を実施している）。

債券購入には至らなかったものの IR 活動を通じてアプローチ出来た件数⁵を勘案すれば、費用（下記（3）参照）対効果は非常に高いと考えられる。

- (3) 本契約の契約金額（52,902,880 円（税別））は、JICA 内で定めた予定価格（67,378,650 円（税別）：JICA の他案件での実績単価や、公開されている利用料金等を参照して積算したもの）を超えていない（実際の支払実績額はこれを更に下回った（46,436,613 円（税別）））。

大和 CM は、リテール債、インパクト・インベストメントに係るセミナー・広告等の実績・経験を豊富に有する大口の発注者であるため、そのネットワークに基づき競争力ある価格を提案することができる。従って、JICA ではなく大和 CM が一括で発注を取り纏めることは、機動的・効率的で一貫性ある起債運営の確保という観点（上記（1）参照）だけでなく、価格面からも合理的であると考えられる。

以上

⁴ 直近の機関投資家向け（第 14 回・第 15 回国際協力機構債券）における販売件数が合計約 130 件であるのに対し、本件リテール債における販売件数は約 5,500 件。

⁵ 日経新聞朝刊（約 300 万部×記事 3 回）や債券内容説明書（6 万部）等。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	有償資金協力業務に関する借款契約及び債権管理等の業務に係る法律上の意見、助言業務
(2) 契約金額	48,888,000 円 (単価契約)(履行期間見込み額) 48,384,000 円 (単価契約)(履行期間見込み額)
(3) 履行期間	2012年3月19日～2014年2月28日
(4) 契約相手名称	西村あさひ法律事務所 長島・大野・常松法律事務所
(5) 担当部署	債権管理部

《随意契約理由》

私人間の金銭消費貸借とは異なる特殊性を有した有償資金協力業務の法律制度に精通し、継続的に相談に応じられる体制が必要である。

- ・ JICA の有償資金協力業務は途上国政府や政府関係機関（公団・公社等）等に出融資を行う事業であり、政府の外交政策の一環として国際公法に基づく政府間合意の枠内で行われる政府開発援助（ODA）であるため、私人間の金銭消費貸借とは大きく異なる。
- ・ JICA が法律相談を行う弁護士事務所は、単に日本法・国際法・現地法や国際商慣習に精通しているのみならず、上記のような特殊性を有する有償資金協力業務の法律制度に通暁したうえで、継続的に相談に応じられる体制を構築している必要がある。
- ・ 本契約相手先は、日本法・国際法・現地法や国際商慣習に精通しているのみならず、JICA の前身である国際協力銀行時代から継続して法律顧問契約を締結し、有償資金協力業務の特殊性（や過去の類似事例に基づく解釈）について知悉している。
- ・ 複雑かつ微妙な判断を要する事案についてはセカンドオピニオンを取得する必要も出てくることから、複数の事務所と契約することが必要である。

2. 背景・経緯

- (1) JICA の有償資金協力業務は途上国政府や政府関係機関（公団・公社等）、国際機関、民間企業等に出融資を行う事業であり、政府の外交政策の一環として行われる政府開発援助（ODA）であることに起因する以下のような特殊性を有する。まず、円借款の融資契約は、国際公法（政府間の条約の一形態である交換公文）に基づく政府間合意の枠内で行われるものであるほか、被援助国における開発効果の発現・調達の透明性の確保・日本国民への説明責任の遂行など JICA とし

て果たすべき様々な要請があるため、融資実行方法や案件監理・紛争解決・債権回収手法等について私人間の金銭消費貸借とは大きく異なる特殊な契約内容となっている。

また、海外投融資は民間企業等を相手とするものであるが、これも ODA の一環であることから、円借款と同様に契約内容上の特殊性を有する。

- (2) JICA にはこのような特殊性を有する法的事項に対応できる高度な専門性を有した人材がおらず、JICA の前身である国際協力銀行時代から、日本法・国際法・現地法や国際商慣習に精通しており、かつ、上記のような特殊性を有する有償資金協力業務の法律制度（融資契約雛形や一般約定、調達ガイドライン、貸付実行プロシーサー等、多岐にわたる文書が存在する）にも通曉した法律事務所、法律顧問や法的助言業務を委託してきている。

3. 業務内容

有償資金協力業務に関する借款契約及び債権管理等の業務に係る法律上の意見、助言業務

(2011 年度実績 長嶋・大野・常松：件数 365 件、西村あさひ：件数 323 件)

4. 特命随意契約の理由

- (1) JICA の有償資金協力業務は前述のとおり政府開発援助 (ODA) であることに起因する特殊性を有するため、有償資金協力業務の法律制度に関して高度に専門的な知見を備えた弁護士事務所である必要がある。また、有償資金協力業務は超長期の融資であることが多く、案件の内談から L/A 締結、融資実行、案件実施、回収まで極めて長い期間にわたって実施されるものがほとんどであるため、継続的に相談に応じられる体制を構築している必要がある。
- (2) JICA が法律顧問や法的助言にかかる業務を委託している法律事務所は、我が国における涉外法律事務所の代表的存在であって日本法・国際法・現地法や国際商慣習に精通しているのみならず、国際協力銀行時代から継続して法律顧問契約を締結し、専担の弁護士チームを編成して対応してきているため、有償資金協力業務の特殊性について知悉している。このため、知識・経験の蓄積に裏打ちされた当事務所の迅速・適格な対応は、JICA の有償資金協力業務の遂行にとって不可欠なものとなっている。
- (3) さらに近年、JICA は外資返済型円借款制度の創設や海外投融資制度の本格再開に伴うプロジェクト・ファイナンス案件など、複雑かつ高度なスキームの検討が実施されており、有償資金協力業務の特殊性を理解したうえでの専門的助言の必要性は以前にも増して高まっている。
- (4) また、複雑かつ微妙な判断を要する 이슈 または 慎重な対応を要する事案についてはセカンドオピニオンを取得する必要も出てくることから、複数の事務所との間で継続的に契約することが必要である。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	エジプト国スエズ運河架橋建設計画フォローアップ協力 (下部工)施工監理
(2) 契約金額	55,011,600 円
(3) 履行期間	2012年1月13日～2012年12月31日
(4) 契約相手名称	共同企業体代表者 株式会社オリエンタルコンサルタンツ、構成員 株式会社長大
(5) 担当部署	資金協力支援部

《随意契約理由》

先行調査時に想定していた契約相手先との契約である。

- ・ 本契約は、2010年10月から実施した調査で当初一体として実施することを想定していた補修工事に係る施工監理業務が、エジプト国における治安悪化等の不足の事態により分割して実施するもの。
- ・ 先行調査時に本業務の契約相手先として本共同企業体を見込んでいたこと、また、先行調査で作成した入札図書及び得た知見・手法等を活用し業務を行うことが効率性・経済性の観点から圧倒的に優位である。

2. 背景・経緯

対象橋梁は、エジプト国と我が国の共同事業により建設された長大橋であり（日本側は無償資金協力（135億円）、2001年9月に引き渡されたが、2010年3月にエジプト実施機関より日本側施工箇所が損傷しているとの連絡があった。このため、JICAは状況確認のための現地調査を行った後、プロポーザル方式によりコンサルタントを選定し（応募1社：株式会社オリエンタルコンサルタンツ及び株式会社長大のJV）、2010年10月から補修工事の内容検討及び入札図書作成を目的にフォローアップ協力調査を実施した。また、同調査結果に基づく補修工事の施工監理業務についても、同調査の契約に追加して実施することを想定していた。他方、2011年頭以降エジプト国での治安悪化、政権交代の影響により補修工事の実施ができず同契約を終了し、あらためてフォローアップ協力として本契約を締結することとした。なお、工事契約についてはエジプト事務所が2012年度に入札を実施した（応札2社）。

3. 業務内容

補修工事の入札補助及び施工監理業務

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本契約は、2010年10月から実施したフォローアップ協力調査の追加契約として実施することを想定していた補修工事に係る施工監理業務を、エジプト国における治安悪化等の不足の事態により、分割して契約締結するものであるため、当初想定していた本共同企業体を実施することが妥当である。
- (2) 本業務は、フォローアップ協力調査により作成した入札図書を基にエジプト事務所が実施する入札業務を補助するとともに、補修工事の施工監理業務を実施するものであり、同調査で作成した入札図書及び得た知見・手法等（調査期間に実施した橋脚の損傷箇所に係る診断結果等を踏まえ、現地業者に対し補修工事が適切に実施されるよう適宜指導を行う等）を活用し、業務を行うことが効率性・経済性の観点から不可欠である。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	カンボジア国国道一号線改修計画協力準備調査（プノンペンーネアックルン区間）
(2) 契約金額	14,099,000 円
(3) 履行期間	2011年8月29日～2012年2月29日
(4) 契約相手名称	株式会社片平エンジニアリングインターナショナル
(5) 担当部署	経済基盤開発部

《随意契約理由》

再調査であるため、先行調査と同一契約相手先の選定が必須である。

- ・ 先方政府の事情により 2009 年に JICA が実施した調査から 2 年が経過したため、現地の最新情報に基づいた概算事業費を見直す必要が生じ、再調査を実施するもの。
- ・ 再調査であるため、先行業務を実施した契約相手先がそれらで得た知見・手法などを活用して当該業務を行うことが効率性及び経済性の観点から最適。

2. 背景・経緯

「国道一号線改修計画」の基本設計調査は 2004 年にプロポーザル方式（応募 2 社：片平エンジニアリングインターナショナル及び株式会社建設技研インターナショナルの JV、及び日本工営株式会社及び株式会社オリエンタルコンサルタンツの JV）により株式会社片平エンジニアリングインターナショナルと締結された業務実施契約により実施された。本案件は三期に分けて計画されたが、他事業との兼ね合いから第三期分から第四期を分割して実施することとなり、2007 年及び 2009 年に概算事業費積算及び、環境社会配慮等に係る調査を実施した。

2009 年の調査以降、カンボジア国内で他事業の設計・施工上の調整が必要になったこと、環境社会配慮への慎重な対応を行ったことなどから 2 年が経過してしまったため、現地の最新状況の確認及び概算事業費積算の見直し、カンボジア国側による第四期に必要な非自発的住民移転を中心とした環境社会配慮の最新の実施状況を確認するため、本調査を実施することとなった。

3. 業務内容

現地の最新状況の確認及び概算事業費積算の見直し、カンボジア国側による第四期に必要な環境社会配慮の最新の実施状況を確認する。

4. 特命随意契約の理由

本契約相手先は、先行調査において今回調査に関連する基本設計関連資料、施工計画・積算関連資料を作成している。また、現地調達事業にも精通しており、今回調査業務担当事項に沿った情報、技術及び知見などの実績を有するため、それらを活用して当該業務を行うことが効率性及び経済性の観点から最適と考えられるため。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	平成 23 年度「教育工学に基づく教育設計プログラム（長期）」に係る研修委託契約
(2) 契約金額	15,864,345 円
(3) 履行期間	2011 年 4 月 1 日～2012 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	国立大学法人熊本大学
(5) 担当部署	沖縄国際センター

《随意契約理由》

対象の専門分野（教授システム学）に係る修士学位を取得できる唯一の大学院である。

- ・ 本研修は、人材育成、教育、啓蒙普及活動に携る行政官・技官に対し「インストラクショナルデザイン（教育設計）」、並びに e ラーニングに不可欠な情報通信技術に係る講義を提供し、指導的かつ専門性の高い人材を育成することを目的として 2008 年度（平成 20 年度）に開始された。加えて、本研修コースを修了することで、教授システム学の修士学位を取得することができる。
- ・ 本契約相手先は、教育工学に精通した教員が多く所属しており、修士資格（教授システム学）を取得できる国内で唯一の大学院である。

2. 背景・経緯

「インストラクショナルデザイン（教育設計）」の手法は、当初設定した目標に対し、効果的・効率的に知識の伝達と定着が実施されたかどうかを定量的に評価し、活動にフィードバックしながら改善を加えてゆく点に特徴がある。このため、特に教育、普及・啓蒙が重要な活動を占める途上国でのプロジェクトでは、同手法の知識を修得し、政府機関において指導的な立場で活動ができる人材の育成が求められている。

本研修は、かかる背景から、当該分野での指導的かつ専門性の高い人材を育成することを目的として 2008 年度（平成 20 年度）に開始された。なお、当該分野での専門性の高い人材の育成を目的としたため、研修コースを通じた当該分野の修士学位取得も目的とし、同分野の修士課程（教授システム学専攻）を国内で唯一有する国立大学法人熊本大学に委託して実施した。

- 研修員数：2 名
- 対象国：フィジー諸島共和国
- 研修期間：2010 年 9 月 7 日～2012 年 3 月 31 日

- 研修場所：国立大学法人熊本大学および当機構沖縄国際センター

3. 業務内容

- (1) 研修日程の作成と連絡・調整
- (2) 学内外の講師手配、学外見学 / 実習先等への依頼文書発信等
- (3) 研修実施環境の準備と管理（熊本大学オンライン学習管理システム（LMS）の導入と調整、LMS 上での試行研修システム開発環境の設定と調整等）
- (4) 教材の準備（参考論文の検索と選定、テキスト選定、参考資料の翻訳等）
- (5) 研修コースオリエンテーションの実施
- (6) 試行研修システム開発および修士論文作成指導を含む個別指導
- (7) 修士論文を含む研修員作成レポートの評価、及び評価会の開催
- (8) 関連報告書の作成、諸経費の支払及び精算業務

4. 特命随意契約の理由

本契約相手先である熊本大学（大学院社会文化学研究科教授システム学専攻）は、専攻長に日本へのインストラクショナルデザイン手法の導入・普及を推進した同分野の第一人者が就任していることを始め、当該分野に精通した教員が多く所属しており、当該分野専攻の修士資格（教授システム学）を取得できる国内で唯一の大学院であるとともに、同過程の修了者全員が「eラーニングプロフェッショナル（eLP）」資格を取得できる機関となっている。加えて、同大学はインドネシア・スラバヤ工科大学やベトナム・ホーチミン工科大学における技術協力プロジェクトの受託実績と協力経験も有しており、かかる研究環境と実績を有する高等教育機関は他に無いことから同大学と特命随意契約を行ったもの。

なお、本契約は 2010 年度（平成 22 年度）から開始した研修コース（長期）の 2 年目の期間分の契約となっている。

5. 備考

本研修コースは、「独立行政法人の事務・事業見直し」（平成 22 年 12 月閣議決定）による勧告も踏まえ、平成 23 年度で終了（廃止）した。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	課題別集団研修「火山学・総合土砂災害対策」
(2) 契約金額	12,791,604 円
(3) 履行期間	2011年6月30日～2012年1月31日
(4) 契約相手名称	一般財団法人砂防・地すべり技術センター
(5) 担当部署	東京国際センター

《随意契約理由》

火山観測及び総合土砂管理分野に係る国内ネットワークを有することが必須である。

- ・ 本研修は、火山観測能力及び総合土砂管理能力の向上を目的に、「火山分野」及び「土砂災害分野」に共通する知識・技術に関する「共通研修」、分野に特化した「テーマ別研修」、研修員個々のケースに合せた「個別研修」により構成されている。
- ・ 上記のような独特な研修内容・構成であるため行政機関、自治体、大学等多くの機関からの協力を得て実施することが不可欠となっている。
- ・ 本契約相手先は、自ら防災や土砂災害分野の専門家を有するのみならず、日本国内の関係機関にネットワークを持ち、且つ豊富な途上国からの研修員受け入れ実績も有する。

2. 背景・経緯

本研修は、「国際防災の10年」が1987年に国連で決議されたのに伴い、1989年から「火山学・火山砂防工学」コースとして開始され、防災技術の進歩や途上国のニーズに合わせて研修内容やプログラムの見直しつつ実施している。

本研修の目的は、研修員の火山観測能力及び総合土砂管理能力の向上を通じ、研修対象各国における災害予防、並びに災害被害軽減に資する人材を育成することとしている。研修テーマは「火山分野」と火山活動と関連性が高い「土砂災害分野」を中心としており、両分野に共通する知識・技術に関する「共通研修」、各々の分野に特化した「テーマ別研修」、研修員個々のケースに合せた「個別研修」によって構成されている。

- 研修員数：11名
- 対象国：10カ国（インドネシア、フィリピン、マレーシア、中国、ネパール、パキスタン、トルコ、ベネズエラ、エルサルバドル、コンゴ民主共和国）
- 研修期間：2011年7月13日～2011年12月17日

3. 業務内容

- (1) 研修日程調整及び日程表の作成
- (2) 講師（同センター技術者を含む）、見学先・実習先の選定・手配
- (3) 教材の準備（テキストの選定、翻訳等）
- (4) 研修コースオリエンテーションの実施
- (5) 研修員作成の技術レポートの評価、評価会の開催
- (6) 専門分野の講義の実施、研修員の理解度の把握及び研修員への助言
- (7) 個別研修期間における研修員への技術的指導
- (8) 諸経費の支払・精算等業務

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本研修コースは、その研修内容の特性から行政機関、自治体、大学等多くの機関からの協力を得て実施するため、本研修の受託先は、自ら防災や土砂災害分野の専門家を有するのみならず、日本国内の関係機関にネットワークを持ち、研修コース実施に際して必要な人材や実習先等を適切に確保できることが必須である。
- (2) 本契約相手先である一般財団法人砂防・地すべり技術センターは、火山災害及び土砂災害の対策並びに防災・減災に関する計画策定、調査研究及び技術開発により技術の発展に貢献し、その応用を推進するために設立された機関（国土交通省主管）である。このため、同センターは本研修に係る講義や実習にあたり必要となる火山防災、土砂災害両分野の研究リソース等に強いネットワークを有する。
- (3) 加えて、世界各地で発生する火山、土砂災害に関する技術情報の収集・発信、開発途上国への JICA 専門家 / 調査団員の派遣（2000 年以降 23 件の技術職員派遣実績あり）を行っており、かつ 1984 年以降長年に亘り途上国からの研修員受け入れ実績も有するため、国際的な幅広い視点から途上国のニーズに合せた技術事例の紹介や指導助言も可能である。
- (4) このように、本契約相手先は当該研修を実施するための国内ネットワークとともに、当該分野の専門技術者を有することに加え、途上国に対する長年の協力経験も有している機関であり、かかる機関は他に存在しないことから特命随意契約としているものである。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	平成 23 年度カンボジア国別研修「根拠に基づいた妊娠/出産ケア（医師/助産師）」
(2) 契約金額	3,438,021 円
(3) 履行期間	2011 年 6 月 24 日～2011 年 10 月 26 日
(4) 契約相手名称	独立行政法人国立国際医療研究センター
(5) 担当部署	東京国際センター

《随意契約理由》

プロジェクトの一環として実施される研修である。

- ・ 本研修は、カンボジア国「助産能力強化を通じた母子保健改善プロジェクト」の活動の一部として、同国保健省の国立母子保健センターの医師と助産師が根拠に基づいた妊娠/出産ケアの知識・技術を日本の現場で確認・習得するもの。
- ・ 本契約相手先である独立行政法人国立国際医療研究センターは、同プロジェクトの日本側国内協力機関であり、関係省庁による推薦を受けたチーフアドバイザーを業務実施契約によらない形で派遣している。
- ・ 同プロジェクトは、現地での指導及び本邦研修を含めてプロジェクトが構成されているものであり、プロジェクト全体の整合性を確保するためにも、本研修は、同一の国内協力機関が実施することが必須である。

2. 背景・経緯

JICA は 1992 年カンボジア国の保健医療分野の現状把握と優先課題の提言を目的に当時国際保健医療協力の拠点で国立機関であった国立国際医療研究センターからアドバイザーを派遣したことを皮切りに、カンボジア国国立母子保健センター(NMCHC)を現地拠点、また国立国際医療研究センターを国内協力機関としてこれまで継続的にプロジェクトを実施している。

現在は、根拠に基づいた質の高い助産ケアの提供が可能となるよう助産トレーニングシステムを強化することを目的として、NMCHC にて「助産能力強化を通じた母子保健改善プロジェクト」を実施中である。同プロジェクトに関しても、これまでの経緯及び現地事情を熟知していることから国立国際医療研究センターが国内協力機関として案件形成段階から支援し、チーフアドバイザーを派遣している。

本国別研修は、同プロジェクトの一環として、保健省の国立母子保健センターの医師と助産師が根拠に基づいた妊娠/出産ケアの知識・技術を日本の現場で確認・習得することを目指しているもので、研修員は同プロジェクトのカウンターパート機関であるカンボジア国立母子保健センター職員等である。

- 研修員数：4 名（ 医師コース：2 名、 助産師コース：2 名）
- 研修期間： 平成 23 年 7 月 22 日～平成 23 年 8 月 5 日
平成 23 年 7 月 22 日～平成 23 年 8 月 26 日
- 研修実績：平成 22 年： 医師コース：2 名、助産師コース：2 名
平成 23 年： 医師コース：2 名、助産師コース：2 名
平成 24 年： 医師コース：3 名、助産師コース：3 名
平成 25 年： 医師コース：2 名、助産師コース：2 名（予定）
平成 26 年： 医師コース：2 名、助産師コース：2 名（予定）

【本体プロジェクトの情報】

- 協力機関：2010 年 3 月～2015 年 2 月
- 協力総額（JICA）：4.2 億円
- 国内協力機関：国立国際医療研究センター
- 日本人専門家：直営型の専門家派遣（チーフアドバイザー、妊産婦・新生児ケア他）

3. 業務内容

- (1) 研修日程調整及び研修内容/カリキュラム/日程表の作成
- (2) 講師（助産分野）見学先（湘南鎌倉総合病院、東御市民病院、東御市立助産所とうみ等）実習先（松が丘助産院）の選定、及び講義依頼等の依頼文書の作成、発信等
- (3) 国立国際医療研究センターでの講義・見学・実習の実施
- (4) 教材の準備（テキストの選定、複製、翻訳等）
- (5) 研修コースオリエンテーションの実施
- (6) 研修員作成の技術レポートの評価、及び評価会の開催
- (7) 閉講式の開催

4. 特命随意契約の理由

- (1) 当該プロジェクトは、現地における専門家による指導及び本邦研修を含めてプロジェクトが構成されているものであり、本研修のテーマである根拠に基づいた妊娠/出産ケアに関する現地での活動の整合性を確保するためにも、本邦での国別研修は、同一国内協力機関が実施することが必須である。
- (2) 独立行政法人国立国際医療研究センターは、カンボジアへの協力開始当時（1992 年）国立病院で唯一、国際医療協力部を設立し活動していた。
- (3) 同センターは、1986 年から今日までの 25 年間、24 か国の途上国、50 件の技術協力プロジェクトを担当し、国際医療に関する知見及びネットワークを有する機関であり、カンボジア国への協力も他国での経験を踏まえた実践的な協力が可能である。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	平成 23 年度（科学技術協力）インドネシア国生命科学研究及びバイオテクノロジー促進のための国際標準の微生物資源センターの構築プロジェクトに係る供与機材
(2) 契約金額	63,188,000 円
(3) 発注時期	2012 年 3 月
(4) 契約相手名称	DITEK JAYA, PT
(5) 担当部署	インドネシア事務所

《随意契約理由》

共同研究であるため、日本の研究機関と同精度の分析機器が必要である。
研究に必要な仕様・機能を有する唯一の機器である。
既存機材と同様の解析精度を有する機器が必要である。

- ・ 科学技術協力としてインドネシア国にて実施する「国際標準微生物資源センター開発プロジェクト」にて、有用微生物を利用した応用研究、及び当該分野の人材育成を行うために必要な資機材を調達するもの。
- ・ 共同研究を行うためには、日本側と同質なデータの取得・分析を行う必要があり、日本国内の協力機関が使用している機材との整合性を確保する必要がある。
- ・ 微生物株の同定には、特殊な機能を使用する必要があるが、インドネシアで購入可能な機種では唯一の機器である。
- ・ 既に導入している分析機器の増設であり、既存機と解析精度を同一に保つ必要があるため。

2. 背景・経緯

我が国は 2006 年に、無償資金協力によりインドネシア国の科学技術院生物学研究センターを建設し、2007 年 3 月より 2009 年 9 月まで同国生物学研究センター標本管理体制及び生物多様性保全のための研究機能向上プロジェクト」を通し RCB - LIPI の施設利用の促進及び微生物標本類の整備支援を行った。本微生物学分野は特に農業、食品、衛生学部門で、人類にとって有用となる新生物発掘のためにも、より一層の体制強化、機能改善が望まれており、将来的に国を代表する微生物の生息域外保存機関となることが期待されている。このため、「地球規模課題に対応する科学技術協力¹」

¹ 日本と開発途上国の大学・研究機関等が連携し、一国や一地域だけで解決が困難な環境・エネルギー問題等の地球規模課題に対応する新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のため、独立行政法人科学技術振興機構（JST）と連携して実施する協力。

URL : <http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/index.html>

事業の趣旨に沿って「国際標準微生物資源センター開発プロジェクト」を実施し、有用微生物を利用した応用研究を実施すると共に、その情報をデータベースとして公開し、さらに当該分野の人材育成をすることで、農業・産業利用に資する活動を行っている。本機材調達は、同プロジェクトの活動に必要な資機材を調達するものである。

【本体プロジェクトの情報】

- 協力機関：2011年4月～2016年4月（5年間）
- 協力総額（JICA）：4億円
- 国内協力機関：独立行政法人製品評価技術基盤機構、東京大学、理化学研究所
- 日本人専門家：長期専門家（業務調整） 短期専門家約25名

3. 調達品目

- (1) ガスクロマトグラフ質量分析計（GCMS）
- (2) MALDI-TOF AXIMA（高分子有機化合物の質量分析装置）
- (3) 高速液体クロマトグラフ（HPLC）
- (4) 分光吸光光度計

4. 特命随意契約の理由

以下の銘柄指定理由、及び契約相手先選定理由により特命随意契約にて機材を調達することとした。

(1) 銘柄指定理由

- ・ 科学技術協力の主旨である共同研究を行うためには、日本側と同質なデータの取得・分析を行う必要があり、日本国内の協力機関が使用している機材との整合性を確保する必要があるため。（調達品目1、4）
- ・ 微生物株の同定には、微生物データベース SuperSpectra™ を導入している機材を使用する必要があるが、インドネシアで購入可能な他の機種には微生物同定解析ソフトがついていないため。（調達品目2）
- ・ 既に導入している分析機器の増設であり、既存機と解析精度を同一に保つ必要があるため。（調達品目3）

(2) 契約相手先選定理由

- ・ 当該契約相手先が、インドネシア国内における唯一の正規代理店（総代理店）である。このため、他に販売できる業者はあるものの、正規代理店ではないことから全業者が同正規代理店から調達して販売せざるを得ないため、正規代理店から直接購入することが、价格的に圧倒的に有利であり、且つアフターサービス等が迅速かつ適正に受けられる。
- ・ 唯一の正規代理店であることは、メーカーによる正規代理店証明書により確認済みである。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	タジキスタン共和国平成 23 年度感染症対策特別医療機材供与 (EPI)(ユニセフ調達)
(2) 契約金額	33,478,087 円 (441,436USD)
(3) 納期	2012 年 1 月
(4) 契約相手名称	UNICEF
(5) 担当部署	人間開発部

《随意契約理由》

感染症対策特別機材供与に係る UNICEF と日本国政府の合意に基づく機材調達である。

- ・ 1990 年、UNICEF・EPI プログラム局長と外務省経済協力局技術協力課長との間で合意確認書が取り交わされ、協力が開始。JICA は、原則的に予防接種拡大計画 (EPI) に必要なワクチンとその関連機材を継続的に供与し、UNICEF は、JICA が供与したワクチン等が有効に活用されるよう指導を行う。
- ・ UNICEF はドナー間の責任分担の明確化、配布体制の確認、必要な研修の確認、日本政府が実施する各種援助事業との整理等も行いながら、機材の品目と数量を確定するための実施促進業務を JICA 現地事務所と連携して実施。
- ・ UNICEF は、一般的な市場価格より低い単価で調達可能であり、且つ途上国の環境に合った仕様となっており、現地で使い慣れた使用及び用法が確保できる。

2. 背景・経緯

(1) UNICEF とのマルチ・バイ協力による「感染症対策特別機材供与」

本件協力の目的は、一時的に流行する感染症 (日本脳炎・黄熱病等) に対しての単発的な緊急支援を除き、通常は乳幼児への必須の予防接種として WHO が定めている定期接種用ワクチンの供与を行うことにより、ワクチン接種率を高めながら、最終的に被援助国の予防接種体制を確立させることにある。

感染症対策特別機材供与は、日本国政府と UNICEF との相互補完関係により、被援助国の予防接種体制自立までの移行期間の支援として実施されるものである。

1990 年、UNICEF・EPI プログラム局長と外務省経済協力局技術協力課長との間で合意確認書が取り交わされ、協力が開始された。JICA は、原則的に予防接種拡大計画 (EPI) に必要なワクチンとその関連機材を 5 ヶ年にわたり、継続的に供与し、UNICEF は、JICA が供与したワクチン等が有効に活用されるよう「予防接種体制整備」「人材育成」「ワクチン購入のための中長期にわたる予算措置」等の指導を行う。2008 年、マルチ・バイ協力のワーキングガイドラインが策定され、UNICEF プログラム局長と JICA 理事の

間で取交わされた。

(2) プロジェクトの背景

ソ連崩壊後、タジキスタン共和国における保健医療予算は削減され、内戦による政治的混乱、インフラ破壊と経済悪化により、同国の拡大予防接種 (EPI) プログラムは著しく悪化することとなった。現在、タジキスタン共和国における EPI は、同国保健省も独自の予算を確保しつつあるが、依然として資金は不足しており、ワクチン不足に直面している。こうした中、タジキスタン共和国からの要請を受けて、我が国は 2005 年度から EPI に係るワクチンの供与、及び保冷車の供与等を行ってきた (2005 ~ 2009 年度 (フェーズ 1))。しかしながら、タジキスタン共和国の財政事情は依然厳しく、必要なワクチンを自国で調達できるまでに至っていないため、引き続き EPI に係るワクチン供与を実施することとなった (2010 ~ 2014 年度 (フェーズ 2))。

(3) UNICEF の役割

相手国政府の実施機関が行う、中期計画作成、要請書作成の各段階から、他のドナーとの協力内容の重複を避けるとともに、責任分担の明確化、配布体制の確認、必要な研修の確認、日本政府が実施する各種援助事業との整理等をも行いながら、機材の品目と数量を確定するための実施促進業務を JICA 現地事務所と連携して行う。さらに、機材の引取りと通関、免税、検収、受領、モニタリング等についても、相手国の実施機関に対して側面支援を行う。

3. 調達物品

- (1) BCG ワクチン
- (2) 経口ポリオワクチン
- (3) DTP (三種混合) ワクチン
- (4) B 型肝炎ワクチン

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本件調達物品は、安全性等の理由から世界保健機関 (WHO) の事前承認 (pre-qualification) を取得済みであることが望ましく、UNICEF 調達部が取り扱う物品は WHO 事前承認を取っているものであることから、UNICEF 調達とすることで確実な品質の確保が可能である。
- (2) それに加えて、UNICEF は途上国政府に対する大規模調達を条件に業者と価格交渉を行い業者の選定と単価の設定を行っており、一般的な市場価格に比し低い単価での調達が可能となっている。また、途上国向けのワクチンの温度管理モニターを標準装備するなど、途上国の環境に合った仕様となっており、現地で使い慣れた使用及び用法が確保しやすく、ワクチン管理ならびに接種に関する混乱が生じにくい。

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	セネガル国「タンバクンダ州及びケドゥグ州母子保健サービス改善プロジェクト」量的調査実施に係るコンサルタント契約
(2) 契約金額	1,557,483 円
(3) 履行期間	2011 年 8 月 15 日～2011 年 10 月 14 日
(4) 契約相手名称	Centre Regional de Formation et de Recherche en Sante de la Reproduction (CEFOREP)
(5) 担当部署	セネガル事務所

《随意契約理由》

先行調査と同一契約相手先の選定が必須である。

- ・ セネガル国「タンバクンダ州及びケドゥグ州母子保健サービス改善プロジェクト」成果を測るため、モデル活動を始める前（2010 年 3 月～6 月）にプレ調査、モデル活動実践後である 2011 年 8 月～10 月にポスト調査（本調査）を実施した。
- ・ プレ調査実施に際し、セネガル国保健省より、本調査内容が妊娠回数・出産回数等イスラム圏では機微な質問項目を含むため、同省推薦のコンサルタント（CEFOREP）以外では調査実施を認めないとの判断がなされた。
- ・ JICA は、CEFOREP は本調査実施に必要な人員を備え、且つ同様な調査の十分な実績を有していることから、本調査必要性も鑑み、CEFOREP にプレ調査を委託した。
- ・ 本契約はポスト調査でありプレ調査と同様な調査を実施する必要があるため、プレ調査を実施した CEFOREP に委託することとしたもの

2. 背景・経緯

- ・ セネガル国「タンバクンダ州及びケドゥグ州母子保健サービス改善プロジェクト」では、後発開発途上国であり低位人間開発国であるセネガルの中でも貧困州として位置づけられるタンバクンダ州、ケドゥグ州を対象地域としている。プロジェクトでは、一人ひとりの医療従事者が『根拠に基づく妊産婦・新生児ケア』の理念を共有し、自分たちが実践したケアについて女性の声をもとに振り返ることで、ケアを理想に近づけていくためのモデル作り及びモデル活動の実践に取り組んだ。
- ・ モデルの有効性を示すと共に、プロジェクトの成果を測るため、モデル活動を始める前（2010 年 3 月～6 月）にプレ調査を実施し、モデル活動実践後である 2011 年 8 月～10 月にポスト調査（本調査）を実施した。

【本体プロジェクトの情報】

- 協力期間：2009年1月～2011年12月
- 協力総額（日本側）：1.9億円
- 国内協力機関：国立国際医療研究センター
- 日本人専門家：直営型の専門家派遣（長期：母子保健、業務調整、短期専門家：助産、疫学等）

【プレ調査】

- 契約相手方：CEFOREP
- 契約期間：2010年3月～2010年6月
- 契約金額：2,836,720円
- 調査内容：本調査と同様（モデル活動前の妊産婦及び医療従事者に対するアンケート調査）

3. 業務内容

セネガル国タンバクンダ州の分娩時における医療施設のケアに対する満足度及び医療従事者の分娩にかかる知識についての統計的社会調査（定量的調査）の実施。

4. 特命随意契約の理由

- (1) セネガル国保健省の規程により、調査を実施するに当たっては保健省内に設置されている倫理委員会の承認を得る必要があった。倫理委員会にプレ調査前に調査実施の申請を行ったところ、本調査は医療従事者だけでなく未成年を含む一般の人も対象とする調査である上に、妊娠回数・出産回数等イスラム圏では機微な質問項目も含まれていたことから、保健省が調査機関として認める機関であれば調査実施可と判断がなされ、保健省から多数の調査業務の受注実績を有するCEFOREPが推薦された。
- (2) JICAとしては、CEFOREPは婦人科学会長が代表を務めており、調査内容のレベルを担保することができること（同レベルの人員はセネガル国内にいないため、同様の調査を他の機関に委託することはできない）、過去に同様な調査実績を有しており、本件調査を実施する能力は有していることより、CEFOREPを契約相手方とすることは妥当であると判断した。（プレ調査時）
- (3) 本契約はポスト調査でありプレ調査と同様に調査を実施しなければ、プロジェクトの成果を正確に測れないため、プレ調査を実施したCEFOREPとの契約はやむを得ないもの。
- (4) 契約金額は、契約時直近でセネガル事務所が締結したローカルコンサルタント契約2件を参考として積算した予定価格を下回り、かつ見積もり内容を精査した結果、不要・不明瞭な積算項目や単価は見当たらなかったため妥当な金額であると判断した。

2012年11月30日
契約監視委員会事務局

平成24年度上半期契約実績

1. 競争性のない随意契約

	20年度	21年度	22年度	23年度	上半期実績	
					23年度	24年度
件数	37.7% (1,752件)	38.4% (2,192件)	27.3% (1,265件)	16.6% (815件)	21.4% (452件)	17.5% (409件)
金額	20.7% (186億円)	18.1% (209億円)	12.7% (125億円)	8.4% (103億円)	11.9% (65億円)	8.1% (59億円)

注1：平成23年度から公表対象契約の定義を変更した。

平成24年度上半期の契約実績が2,342件(722億円)と昨年度同時期の2,203件(549億円)より多いため、割合は低く推移している。

平成24年度は、調達部による契約内容・方式の効率的な事前チェックのため対象契約の範囲を見直し、またそれに合わせて実務担当者が使いやすいよう、ガイドラインによくある質問(FAQ)の追加や事前チェックリストの改訂等を行った。

2. 一者応札・応募

	20年度	21年度	22年度	23年度	上半期実績	
					23年度	24年度
一者応札・ 応募	30.0% (683件)	38.7% (1,082件)	32.2% (892件)	33.5% (1,194件)	31.8% (396件)	35.9% (528件)

平成24年度上期の1者応札・応募率が平成23年度上期に比べ悪化した主な要因としては、コンサルタント等契約において、昨年度下半期の契約件数急増により新規案件に対応できるコンサルタント数が減少、結果として1者応募率の上昇を招いた可能性がある。

このため、現在コンサルタント業界との意見交換会や新規参入者向け説明会などの開催を促進するとともに、プロポーザルの簡素化や作成期間の延長、国内研修委託契約にかかる積算価格の見直し、といった対策を実施中。

以上

2012年11月30日
契約監視委員会事務局

平成 24 年度総務省指示事項に係る対応方針

平成 21 年 11 月 17 日の閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」のフォローアップとして、別添 1 にて総務省から各独立行政法人に対して要請のあった事項について、以下のとおり対応することとしたい。

1. 競争性のない随意契約

《指示事項》

競争性のない随意契約の改善に向けた従来を取組を継続すること。

契約監視委員会の点検結果に基づく改善事項について、平成 24 年度において改善を図ること。

新規案件については、適正な契約方式を選択すること。また、原則として事前に契約監視委員会の意見を聴取すること。

《対応方針》

担当者向けガイドラインの改訂・周知、契約締結前のチェック、月次のモニタリングなど、競争性のない随意契約の適正運用に係る取組みを継続する。
契約監視委員会における抽出点検（事後点検）を行う。

2. 一者応札・応募案件等

《指示事項》

2 回連続して一者応札・応募となった案件について、フォローアップ票を作成し、契約監視委員会への報告・事後点検を受け、ホームページで公表すること。

翌年度に競争入札等を行う契約については、改善方策が講じられたかどうか、原則として事前に契約監視委員会の点検を受けること。

《対応方針》

平成 24 年度上期に締結した契約で 2 回連続して一者応札・応募となった 16 件について自己点検を実施し、平成 25 年度の契約監視委員会で事後点検を行う。
このうち次回契約を平成 25 年度初頭に予定している 5 件の契約については、入札時期（12 月～2 月）が迫っているため、既の実施した自己点検結果について、メールベースでコメントをいただくことにより事後点検とさせていただきます。

3. 契約監視委員会等

引き続き、各独立行政法人に契約監視委員会を存置するとともに、随意契約等見直し状況について厳正な事後評価を実施すること。

特に、前年度に引き続き 2 か年度連続して一者応札・応募となった案件については、改善に向けた取組内容等を厳正に点検すること。

別添資料

- 1 . 総務省事務連絡「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて（平成 24 年 9 月 7 日）
- 2 . 2 回連続で一者応札・応募案件となった契約リスト（平成 24 年 4 月-9 月）

以上

事務連絡
平成24年9月7日

外務省官房長 殿

総務省行政管理局長

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における
改善状況のフォローアップについて

独立行政法人制度につきましては、日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づくフォローアップにつきましては、各府省、各独立行政法人(契約監視委員会)の御協力をいただき、その結果を取りまとめ、別添のとおり公表しました。

各府省、各独立行政法人(契約監視委員会)の取組により、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は年々減少しているものの、別紙1のとおり、随意契約見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達していない法人も見られるところです。

また、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約や、複数応札・応募であっても応札・応募全てが各独立行政法人と一定の関係を有する関係法人等により行われている案件については、更に競争性を高めていく必要があります。

以上のことから、引き続き、契約状況の改善に向けた取組を継続していただくとともに、各府省においては、貴管下の独立行政法人に対し、以下のとおり要請していただくようお願いします。

(1) 競争性のない随意契約

平成24年度以降も競争性のない随意契約の改善に向けた従来の取組を継続すること。

平成23年度において契約監視委員会から受けた点検結果に基づく改善事項については、平成24年度において改善を図ること。

特に、新規案件については、随意契約見直し計画の点検・見直しの観点により、適正な契約方式を選択すること。また、原則として事前に契約監視委員会の意見を聴取すること。

(2) 一者応札・応募案件等

平成24年度以降も一者応札・応募の改善に向けた従来の取組を継続するとともに、前年度に引き続き2か年度連続して一者応札・応募となった案

件については、別紙2「一者応札・応募等改善に向けての取組要領」に基づき、改善に向けた取組内容等を記載した別紙3「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を一件毎に作成し、契約監視委員会への報告・事後点検を受けたのち、速やかに各独立行政法人のホームページ上で公表すること。また、当該案件について、翌年度において、競争入札等を行う場合には、法人による改善方策が講じられたかどうか、原則として事前に契約監視委員会の点検を受けること。

また、複数応札・応募であった案件のうち、応札・応募全てが各独立行政法人と一定の関係を有する関係法人等により行われている契約については、競争性を高めるため、一者応札・応募の改善に向けた上記の取組に準じた取組を実施すること。

(3) 契約監視委員会等

引き続き、各独立行政法人に契約監視委員会を存置するとともに、随意契約等見直し状況について厳正な事後評価を実施すること。

特に、前年度に引き続き2か年度連続して一者応札・応募となった案件については、改善に向けた取組内容等を厳正に点検すること。

(注1) 関係法人等とは、次のいずれかに該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の及びのいずれにも該当する法人

当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第107に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第118に規定する会社（当法人が議決権の100分の20以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第129に規定する公益法人等（理事のうち当法人OBが占める割合が3分の1以上等）

(注2) 新規案件について契約監視委員会の意見を聴取するに当たっては、契約締結までに事前に契約監視委員会の意見聴取を行う時間的余裕がない場合や明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ない場合などは、事後でもやむを得ない。

別紙 2

一者応札・応募等改善に向けての取組要領

- 1 平成 24 年度において、平成 23 年度に引き続き契約した更新案件が前年度に引き続き 2 か年度連続して一者応札・応募となった案件については、その要因を分析し、改善に向けた取組内容を記載した別紙 3 書式「一者応札・応募事案フォローアップ票」を作成の上、原則、四半期ごとに契約監視委員会に報告し、点検を受けること。
- 2 上記 1 において契約監視委員会に報告した案件のうち、特に、法人において事後点検を行った結果、改善の余地が無いものと報告した案件については、契約監視委員会において改善の余地が無いかどうか重点的な事後点検を受けること。
- 3 上記 2 により契約監視委員会から指摘を受けた場合は、法人においてその結果に対して講ずる措置を決定すること。
- 4 各法人及び契約監視委員会の取組状況については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、毎年、総務省が行う改善状況のフォローアップの結果取りまとめ(例年事業年度終了後の 4 月に作業発注)を行う際に報告を求めるものとする。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法	人	名	
案	件	番	号
入	札	及	び
契	約	方	式
契	約	の	件
名	及	び	数
量			
契	約	締	結
日			
契	約	の	相
手	方	の	商
号	又	は	名
称	等		
入	札	経	緯
及	び	結	果
一者応札・応募等の改善取組内容			
改善項目	状況	具体的な取組内容	
仕様書の見直し等			
業務等準備期間の十分な確保			
公告期間の見直し			
公告周知方法の改善			
電子入札システムの導入			
業者等からの聴き取り			
法人における事後点検の結果講ずることとした措置			
契約監視委員会のコメント			
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)			
本案件を審議した契約監視委員会の委員			

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

2回連続で一者応札・応募案件リスト(平成24年度実績)

No.	契約件名	年度	契約締結日	契約終了日	契約方法	契約相手方	契約金額 (円貨)
1	平成24年度日系人本邦就労者生活相談業務	H23	平成23年4月1日	平成24年3月31日	一般競争	財団法人海外日系人協会	9,196,916
		H24	平成24年4月1日	平成25年3月31日	一般競争入札(総合評価落札方式)	公益財団法人海外日系人協会	9,068,157
2	平成24年度移住者の団体に対する助成金交付の実施促進業務に係る業務委託	H23	平成23年4月1日	平成24年3月31日	一般競争	財団法人海外日系人協会	4,314,583
		H24	平成24年4月2日	平成25年3月29日	一般競争入札(総合評価落札方式)	公益財団法人海外日系人協会	4,105,552
3	平成24年度「日系社会次世代育成研修運営管理業務」に係る業務委託	H23	平成23年5月13日	平成24年3月31日	一般競争	財団法人海外日系人協会	12,169,325
		H24	平成24年4月20日	平成25年3月29日	一般競争入札(総合評価落札方式)	公益財団法人海外日系人協会	12,598,074
4	平成24年度開発教育支援事業(国際協力出前講座)にかかる業務委託(単価契約)	H23	平成23年4月1日	平成24年3月31日	不落随意契約	社団法人青年海外協力協会	5,249,381
		H24	平成24年4月2日	平成25年3月29日	一般競争入札(総合評価落札方式)	公益社団法人青年海外協力協会	4,533,600
5	平成24年度組織力アップ!NGO人材育成研修業務委託	H23	平成23年5月18日	平成24年3月31日	一般競争入札	株式会社VSOC	22,612,800
		H24	平成24年5月15日	平成25年3月29日	不落随意契約	特定非営利活動法人国際協力NGOセンター	20,911,233
6	沖縄国際センターインターネットサービス提供業務	H23	平成23年4月1日	平成24年3月31日	一般競争入札	株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング	1,020,000
		H24	平成24年3月30日	平成25年3月31日 (年度毎に契約し平成26年度まで継続)	一般競争入札	株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング	2,047,500
7	平成24・25・26年度JICA研究所編集・発信業務	H21	平成21年5月29日	平成22年3月31日	企画競争	DevelopmentEx, com,	44,929,731
		H24	平成24年3月30日	平成27年3月31日	一般競争入札(総合評価落札方式)	DevelopmentEx.com, INC.	146,531,700 (3年分)
8	平成24～26年度日系社会リーダー育成事業運営管理業務	H21	平成21年4月1日	平成22年3月31日	企画競争	財団法人海外日系人協会	59,047,390
		H24	平成24年3月30日	平成27年3月31日	一般競争入札(総合評価落札方式)	公益財団法人海外日系人協会	6,826,816 (3年分)
9	平成24年度-平成27年度日系社会ボランティア事業支援業務委託	H22	平成22年6月18日	平成24年3月31日	一般競争入札(総合評価落札方式)	財団法人海外日系人協会	85,211,426 (2年分)
		H24	平成24年5月29日	平成27年6月30日	不落随意契約	公益財団法人海外日系人協会	177,001,823 (3年分)

No.	契約件名	年度	契約締結日	契約終了日	契約方法	契約相手方	契約金額 (円貨)
10	平成24年度「日本語研修実施業務」に係る業務委託	H21	平成21年4月1日	平成22年3月31日	企画競争	財団法人海外日系人協会	9,235,292
		H24	平成24年4月2日	平成25年3月31日 (年度毎に契約し平成26年度まで継続)	一般競争入札(総合評価落札方式)	公益財団法人海外日系人協会	2,577,111
11	平成24年度JICA横浜国際センターにおける地域交流等事業(研修員参加型)に係る業務委託	H23	平成24年1月1日	平成24年3月31日	参加者確認公募	財団法人横浜市国際交流協会	2,443,375
		H24	平成24年4月1日	平成25年3月31日 (年度毎に契約し平成26年度まで継続)	参加意思確認公募	公益財団法人横浜市国際交流協会	8,319,061
12	平成24年度JICA九州開発教育支援業務委託	H22	平成22年5月17日	平成24年3月31日	不落随意契約	特定非営利活動法人九州海外協力協会	10,762,549
		H24	平成24年4月10日	平成25年3月31日 (年度毎に契約し平成26年度まで継続)	一般競争入札(総合評価落札方式)	特定非営利活動法人九州海外協力協会	20,567,400
13	国際協力人材部所管システム運用支援業務委託(平成24年度から平成26年度)	H21	平成21年4月1日	平成22年3月31日	企画競争・公募等	株式会社国際協力データサービス	9,941,400
		H24	平成24年4月2日	平成27年3月31日	一般競争入札(総合評価落札方式)	株式会社国際協力データサービス	18,559,800 (3年分)
14	【新規】平成24年度から25年度 環境マネジメントシステム運用支援業務委託	H22	平成22年5月14日	平成24年3月31日	一般競争	株式会社知識経営研究所	18,900,000 (2年分)
		H24	平成24年4月2日	平成26年3月31日	一般競争入札	株式会社知識経営研究所	17,829,000 (2年分)
15	民間連携推進支援業務	H21	平成21年7月15日	平成22年7月14日	企画競争	財団法人日本国際協力センター	19,521,600
		H24	平成24年7月17日	平成27年7月16日	企画競争	財団法人日本国際協力センター	70,041,825 (3年分)
16	平成24年度円借款調達事後監査	H23	平成23年9月29日	平成24年2月29日	一般競争入札(総合評価落札方式)	財団法人日本国際協力システム	21,474,600
		H24	平成24年9月14日	平成25年2月28日	一般競争入札(総合評価落札方式)	一般財団法人日本国際協力システム	21,813,498